

令和8年4月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	西徳田 (西徳田1、西徳田2、東徳田1、東徳田2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

水田地帯であり、ほ場整備完了地帯は35a～120aの区画となっている。小麦収穫後のほ場を利用した、そば・大豆栽培も行っている。一部のほ場整備の行われていない水田については、作業効率が悪いため集積が思うように進まない。また、地域外農家の入り作農地が点在しており、農地集積に支障をきたしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

水稻を主要作物としつつ、作業効率向上に向けた地区内での集積・集約化を進める。
地域における法人や認定農業者等への集約を進める。
水稻・小麦栽培において矢巾カンントリーEVを活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	86.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
地域の担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員会及び農地コーディネーターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
既に農事組合法人の構成員は中間管理機構を通じた集約行っており、地区内全体においても集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
予定なし。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内から多様な人材を募り、矢巾町及び岩手中央農協と連携し地域内で育成する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
取組予定なし。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害が発生した場合は、補助事業等活用し対策を検討する。
- ②みどり戦略など出来るところから取り組みを検討する。
- ③ドローン活用。
- ⑤りんごの作付けを行っており、加工にも取り組んでいる。